

留学生受入れマニュアル（教職員用）



室蘭工業大学国際交流センター

2026.4 ver.

留学生受入れマニュアル（教職員用）目次

1-1. 外国人留学生について	…1
1-2. 国費外国人留学生について	…2
1-3. 私費外国人留学生について	…4
・ 正規生の受入れ	
・ 非正規生の受入れ	
2. 入国準備・室蘭到着後の手続き	…6
3-1. 卒業・修了時の注意点	…8
・ 卒業・修了者情報フォームの回答	
・ 寮・アパートの退去	
・ 市役所での各種手続きについて	
・ 在留資格に関すること	
3-2. 卒業・修了・帰国後に使用できる制度	
・ 高度外国人材ポイント制	
・ 室蘭工業大学外国人客員研究員制度	
・ JASSO（帰国外国人留学生短期研究制度）	
・ JSPS（外国人招へい研究者、外国人特別研究員）	
4. 留学生受け入れに関する留意事項	…11

1-1. 外国人留学生について

○外国人留学生とは

我が国の大学等に入学して教育を受ける外国人学生で、「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)別表第1に定める「留学」の在留資格により留学する者をいいます。

※例えば「永住者」「家族滞在」「(日本人の)配偶者」などの在留資格をもっている外国籍の学生は、大学では外国人留学生としては扱われず、単に「外国人学生」といいます。また、「留学」の在留資格のある学生を対象としている奨学金への申請も対象外です。

○外国人留学生の種類

(1) 奨学金による区分

- ① 国費外国人留学生：日本政府（文部科学省）の奨学金を受給している留学生
- ② 私費外国人留学生：①以外の留学生（外国政府派遣留学生、マレーシアツイニングプログラム（MTP）受入れ学生を含む）

(2) 在籍身分による区分

① 正規生

学部生	学部正規課程に在籍
大学院生 (博士前期課程・博士後期課程)	大学院(博士前期課程・博士後期課程)の正規課程に在籍

② 非正規生

研究生	本学において、特定の研究課題について研究する者
科目等履修生	本学の学生以外の者で、本学が開講する1または複数の授業科目を履修して単位を修得する者※
特別研究学生	他の大学院の学生で、本学において研究指導を受ける者
特別聴講学生	他の大学または大学院の学生で、本学が開講する1または複数の授業科目を履修して単位を修得する者※

※在留資格「留学」を取得する場合は、「1週間10時間以上聴講すること」が省令により定められています。

1-2. 国費外国人留学生について

参照：文部科学省 HP：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

○採用方法

(1) 大使館推薦

毎年8月頃までに、学生から受入内諾取付依頼が届きます。指導教員が受入可能と判断する場合は国際交流室留学生係にご連絡ください。国際交流委員会での審議後、大学名での受入れ内諾書発行の手続きを行います。

《スケジュール》

4～5月頃	在外日本公館による募集、一次選考
8月中旬	学生から各大学への入学許可等（受入内諾）の取付依頼最終期限（学生は在外日本公館における第一次選考合格証明書を持っています。）
9月中旬	大学から学生への受入内諾書発行期限（学生はこれをもって二次選考に進み、文科省の最終選考を通った場合に国費外国人留学生としての採用が決まります。）
翌年4月又は10月	渡日

- ・学生は複数の大学から「大学受入内諾書」を貰うように指導されているため、大学受入内諾書を出しても、本学に配置されるとは限りません。
- ・大学受入内諾書を発行するための学内手続きに時間を要しますので、学生から受入依頼があった場合は早めに国際交流センターにご相談ください。
- ・別途、本学の入学試験に出願し、合格することが必要です。

(2) 大学推薦

① 一般枠

毎年12月頃、文部科学省から各大学に募集通知が届きますので、国際交流室から協定校及び各教員に通知します。書類選考・オンライン面接の結果、海外から渡日予定の外国人留学生を研究留学生（大学院レベル）として室蘭工業大学から文部科学省に推薦します（1～2名程度）。

《スケジュール》

12月末～翌年1月中旬	学内募集期間
2月	学内選考（オンライン面接）
2月末～3月上旬	学内選考結果通知
3月中旬	文科省推薦
6月下旬	文科省結果通知
6月下旬	本学入学試験（国外出願）出願期限
9月下旬	渡日時期

②特別枠

文部科学省に採択された教育プログラムで、優先的に配分される支給枠です。

[採択中プログラム]

2026 年度に採択中のプログラムはありません。

《スケジュール》

10 月～12 月	学内募集期間
1 月	学内選考（オンライン面接）
6 月	10 月入学文科省結果通知
6 月	本学入学試験（国外出願）出願期限

③注意事項（一般枠、特別枠共通）

- ・ 本学での受入決定後に入学を辞退することは、極力避ける必要があります。辞退があった場合、翌年の国費外国人留学生の大学の採用数が減らされる可能性があります。
- ・ 大学推薦の留学生の他大学への転学は、いかなる場合も認められません。

○種類及び待遇

	学部留学生※	研究留学生
大使館推薦	○	○
大学推薦	×	○
レベル	学部相当	大学院相当
本学での在籍身分	学部正規生	大学院生（MC・DC） 研究生
年齢制限	17～22 歳未満	35 歳未満
期間	日本語教育を含め 5 年以内	日本語教育を含め 2 年以内または大学院正規課程の標準修業年限内
奨学金（月額）	117,000 円	DC 145,000 円 MC 144,000 円 研究生 143,000 円
授業料、検定料、 入学金	不徴収	
渡航旅費	往復渡航費（航空券）支給	

※本学に在籍する学部の国費留学生は高専からの編入学生が多いです。

○延長申請

学部生や研究生から MC、MC から DC に進学する場合は、国費留学生としての期間延長の申請をすることができます。対象となる留学生には、卒業・修了予定年の前年 12 月頃に連絡しますので、延長を希望する場合は忘れずに手続きをしてください。

*注：申請をしても延長が認められないケースもあります。

○受入れに関する注意事項

- ・ 受入指導教員は、学生が卒業するまで責任を持って指導にあたる必要があります。
- ・ 第一回目の奨学金振込は、渡日の約 1 ヶ月後になります。
- ・ 進学、奨学金の延長、帰国旅費の申請、成績管理等について、文部科学省による詳細な規則があります。
- ・ 渡日・帰国の際の航空券は、文部科学省指定の旅行代理店が手配します。自分で手配した場合は文部科学省が負担することはできませんので、ご注意ください。また、文部科学省が負担する範囲は成田空港到着までです。成田空港からの移動にかかる航空券代などは自己負担となります。

○在籍確認について

- ・ 奨学金受領のためには、国際交流センターの窓口で毎月初めに「在籍確認簿」への署名が必要です。確認後、毎月末頃にゆうちょ銀行の指定口座に振り込まれます。
- ・ 月の初日から末日まで室蘭にいない場合は、その月の奨学金は支給されませんので、一時帰国等の予定がある場合は、事前に国際交流センターに相談するよう指導してください。

1-3. 私費外国人留学生について

○正規生

私費外国人留学生	外国人留学生入試を受験して入学します。 少数ですが一般入試で入学する学生もいます。
高専等からの編入生	高専等からの編入生は、日本人学生と同じ編入試験を受験して入学します。
マレーシアツイニング (MJHEP)	マレーシア日本高等教育プログラム(MJHEP)による編入生の受入れです。別途入学試験を行い、学生は海外から直接編入します。
政府派遣留学生	本学では文部科学省からの受入依頼に基づき、マレーシア政府派遣留学生を継続的に受入れています。 他に、ベトナム、サウジアラビア、タイ、中国の各国政府派遣留学生の受入実績があります。 外国政府から奨学金をもらいますが、日本政府奨学金の受給者ではないので、区分上は「私費」となります。

○非正規生

非正規生の受入に関しては、国際交流委員会において選考・審議します。

*一部、DC 専攻長等会議で審議される場合もあります。

研究生	学部や大学院を卒業・修了した者が、特定の研究課題について研究活動を行います。受入担当教員及び授業担当教員が認めた場合は、授業を聴講することも可能ですが、単位は付与されません。 なお、本学においては、研究生として受け入れた学生が大学院入試を受験し、研究生の身分終了と同時に大学院へ進学する場合があります。
特別研究学生	他の大学院に在籍している学生で、本学において研究指導を受ける学生です。受入担当教員及び授業担当教員が認めた場合は、授業を聴講することも可能ですが、単位は付与されません。
特別聴講学生	他の大学または大学院の学生で、本学が開講する授業科目を履修して単位を修得することを目的とした学生です。大学院で開講している英語開講科目を受講する者を除き、日本語能力試験における N2 以上の日本語能力を有していなければ、受け入れることができません。

○正規生の出願スケジュール

入試戦略課が教職員ポータル等に掲載している入学試験日程をご確認ください。

○非正規生の出願スケジュール

研究生

入学月	4 月	7 月	10 月	1 月
出願時期	11 月中旬	2 月中旬	5 月中旬	8 月中旬
採否決定	12 月上旬	2 月下旬	6 月上旬	9 月上旬

特別研究学生・特別聴講学生

入学月	4 月	10 月
出願時期	12 月中旬	5 月中旬
採否決定	1 月中旬	6 月上旬

※詳細な日程は出願要項等でお知らせしています。最新の出願要項等が掲載されましたら、国際交流室から全体宛メッセージを送信いたしますので、適宜ご確認ください。

2. 入国準備・室蘭到着後の手続き

※ここでは留学生特有の必要な手続きについてのみ記載しています。

○COEの申請～査証（ビザ）の取得

入学が決まったら、本人に代わって国際交流センターが入管にCOEの申請を行います。COEとは、本人が査証取得の申請をする時に必要となる証明書です。COEの発行にはおおむね1ヵ月前後を要しますが、時期によっては発行までに時間がかかる場合があります。

本人がCOEを受け取ったあとは、母国の日本大使館・領事館などで査証の申請をすることとなります。

なお、すでに日本国内に在留している留学生については、この手続きは必要ありません。

○住居の確保

大学周辺のアパートなどは、大学生協で紹介していますので、適宜ご相談ください。また、以下のとおり大学が用意している留学生宿舎もあります。

- ・ 明德寮(A棟3階及び4階、男性のみ入居可)
- ・ 大昭グリーンヒル(大学で借り上げているアパート、正規生の女性のみ入居可)
- ・ 国際交流会館(非正規生のみ入居可、女性優先)

国際交流会館以外の宿舎は、ベッドフレームは備え付けてありますが、寝具は入居者自身で購入する必要があります。その他、生活に必要な物品等も入居者が準備することになりますので、受入担当教員及びチューター学生が適宜ご支援願います。(※事前に生活必需品の購入を強いるものではありません。あくまでも購入するのは入居者本人です。)

また、借上げ宿舎(大昭グリーンヒル)に関しては、電気・ガスの使用契約も入居者が行うこととしておりますので、入居日当日から使用できるよう、受入担当教員からチューター学生に対してご指導願います。

なお、これらの情報については国際交流室からもチューター学生にご説明いたしますので、受入担当教員のみなさまはチューター学生のサポートのような形でご支援願います。

【使用開始の連絡先】

- ・ 電気：北海道電力(0120-126-565)
- ・ ガス：エア・ウォーター(0143-55-1010)

○室蘭到着予定日の連絡

留学生には、室蘭到着予定日がある程度決まった段階で、国際交流室に予定日を連絡するよう指示しています。

○室蘭到着時の初回説明

入学予定者には、室蘭に到着した日(※到着が休日や夜間となる場合は翌営業日)に、チューター学生といっしょに国際交流センターに来るよう指示しています。

主に、室蘭に到着してからすぐにやるべき手続きについて、いつまでに、どこで、何をしなければならないのかを説明しますので、手続きの進捗について、受入担当教員からも適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

【手続き一覧】

- ・住民登録(※到着後 14 日以内に手続き)
- ・国民健康保険加入
- ・国民年金加入 (※学生納付特例も同時に手続きすること)
- ・銀行口座開設 (※すでに開設済みの留学生は手続き不要)
- ・在留資格に関する移籍の手続き(※外国から室蘭に転入した場合は不要)
- ・学研災加入
- ・在留カード・パスポートのコピーを国際交流センターに提出

○留学生オリエンテーションへの参加

入学宣誓式から引き続いて行われるオリエンテーションとは別に、留学生に特化したオリエンテーションを国際交流センターで実施しています。

新入留学生は全員参加いただくこととしておりますが、そのチューター学生にも可能な限り参加いただきたいので、受入担当教員からもチューター学生にお声がけいただくようお願いいたします。

なお、留学生オリエンテーションでは以下の事項について説明しております。

I. 在留関係

- (1) 在留期限の更新について
- (2) 在留カードの常時携帯の徹底
- (3) 一時帰国について

II. 交通事故防止

- (1) 日本の免許制度と国際運転免許証の違い・注意点
- (2) 自動車所有時の注意点(任意保険への加入、車検など)
- (3) 自転車の交通ルール、防犯登録など

III. 留学生住宅総合補償などの保険加入の徹底

IV. 健康・衛生面

- (1) 保健管理センターの周知
- (2) 大学近郊の医療機関や日本の医療費負担についての説明

V. 災害時の対応

- (1) 安否確認の方法
- (2) 災害発生時の対応・対策

3-1. 卒業・修了時の注意点

以下に記載している事項は、国際交流センターから該当する留学生に対してお知らせしているものですが、例年対応が不十分な留学生が多くみられます。指導教員からも以下を参考に適宜お声がけ、ご指導いただきますようお願いいたします。

○卒業・修了者情報フォームの回答

国際交流センターから、卒業・修了予定の留学生に対して、卒業後の進路や連絡先などを把握するために当該フォームへの回答をお願いしています。

○寮・アパートの退去

住居の退去にあたって、寮の場合は国際交流センターに、民間アパート等の場合は大家さんや管理会社に退去予定日の連絡をし、荷物の整理や清掃等の退去準備をするよう呼び掛けていますが、例年、退去検査に立ち会わないまま、原状回復をしないで退去する留学生がいます。

その結果、大学や国際交流センターに苦情が寄せられるケースや原状回復にかかる費用を請求されるケースも実際にありますので、適切に対応できるようご指導いただきますようお願いいたします。

○市役所での各種手続きについて

卒業・修了にともない、室蘭を離れる時には、以下のような手続きが必要です。

- ・(日本国内に引っ越し場合) 転出届の提出、国民健康保険・国民年金の住所変更
- ・(帰国する場合) 転出届の提出、国民健康保険・国民年金の解約

○在留資格に関すること

卒業・修了にともない、以下のような手続きが必要です。特に在留資格に関しては、手続きを怠ると法的処分の対象となりますので、指導教員からも強くお声がけ願います。

- ・(就職する場合) 在留資格「留学」→職種に対応する就労ビザに切り替え
 - ・(進学する場合) 在留資格「留学」の期間更新
 - ・(就職活動を継続する場合) 在留資格「留学」から在留資格「特定活動」に切り替え
 - ・(帰国する場合) 出国時に在留カードを返却
- ※在留期間が残っていたとしても、卒業・修了後は「留学」の活動をしていないとみなされるので、在留資格「留学」のまま、在留期限まで在留することはできません。

なお、進学する場合を除き、これらの在留資格に関する手続きは大学で取次をしないので、留学生本人が出入国在留管理局で手続きする必要があります。

3-2. 卒業・修了・帰国後に使用できる制度

○高度外国人材ポイント制

高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度です。

高度外国人材の活動内容を以下の3つに分類し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、「研究実績」などの項目ごとにポイントを設定し、申請人ご本人の希望する活動に対応する類型について、ポイント計算による評価を実施します。

1. 高度学術研究活動「高度専門職1号(イ)」
2. 高度専門・技術活動「高度専門職1号(ロ)」
3. 高度経営・管理活動「高度専門職1号(ハ)」

なお、本学は「世界大学ランキングに基づき加対象となる大学」に選ばれています。高度外国人材ポイント制の詳細については、下記 URL をご覧ください。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html

○室蘭工業大学外国人客員研究員制度

国際連携による共同研究等を推進するため、外国人客員研究員の滞在費を支援する制度です。

- ・受入前年度の12月頃に外国人客員研究員の募集通知を全教員宛に行います。支援を希望する場合は、応募期間内に受入れ教員から国際交流室に申請してください。
- ・滞在費の日額は5,000円、研究員1名あたりの支援上限額は450,000円です。
- ・外国人客員研究員の受入期間に関して、本制度による滞在費が支給される受入期間は、1か月以上3か月以内ですが、室蘭工業大学外国人客員研究員規則第8条で定める受入期間は、1か月以上1年以内であるため、3か月を越えて滞在することに差し支えありません。ただし、3か月を超えた受入期間は、滞在費を支給することはできません。
- ・予算財源に関わらず、外国人客員研究員に旅費を支給することはできません。

○JASSO（帰国外国人留学生短期研究制度）

日本学生支援機構（JASSO）が、留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学で、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供する制度です。

詳細は日本学生支援機構（JASSO）のホームページをご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/after_study_j/tanken/boshu.html

○JSPS（外国人招へい研究者、外国人特別研究員）

日本学術振興会（JSPS）が、諸外国の若手研究者に対し、我が国の大学等において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業です。

詳細は日本学術振興会（JSPS）のホームページをご覧ください。

https://www.jsps.go.jp/j-inv_researchers/index.html

4. 留学生受け入れに関する留意点

以下に、留学生受入時・受入中の留意事項を記載しています。特に重要なものに絞って掲載していますが、随時更新する予定ですので、適宜ご確認いただけますと幸いです。

- ・近年、日本語はもとより英語を使ったコミュニケーションも困難な留学生が散見されます。日常生活はもとより、研究室内での活動でも、コミュニケーションが取れないことによる様々な問題が発生する可能性がありますので、受入前の面談等で慎重に判断してください。
- ・私費留学生の中には、入学後の学費免除や奨学金をあてにして入学してくる者も少なくありません。学費免除や奨学金は希望すれば必ず採用となるものではないので、まとまったお金を自分で用意しておくことが不可欠です。なお、留学生であっても、日本人学生と同様、入学料や授業料を支払えなかった場合は除籍となりますので、帰国しなければならなくなります。
- ・上記に関連して、在留資格「留学」は本来、日本での就労は認められておりませんが、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受けることで、週 28 時間(学年暦上の長期休暇期間においては 1 日 8 時間)以内でアルバイト等の収入を得る活動を行うことができます。しかし、アルバイトに専念するあまり、学業がおろそかになってしまうケースが散見されます。学業不振で卒業の見込みがないと判断された場合、在留期間更新時に期間更新が不許可となり、帰国しなければならなくなります。
なお、日本人学生の中には休学中にアルバイトをし、学費を稼ぐ学生もいますが、留学生が休学した場合は日本国内に在留することができませんので、日本でアルバイトをして学費を稼ぐといった手段はとれません。
- ・研究生などの非正規生は、あらかじめ受入期間を決めて受け入れることとしておりますが、主に「研究の進捗状況が芳しくない」等の理由で当初の受入期間を延長するケースが増えてきています。研究生等を受け入れる際は、本人に研究計画書を作成させるなど、進捗管理を徹底させ、安易な期間延長申請とならないよう、指導・管理してください。
- ・国費留学生が修了延期となった場合、当然ながら奨学金の支給は打ち切りとなります。また、国費留学生ではなくなるため、授業料の不徴収は適用されません。急激に経済状況が悪化し、授業料や生活費を賄うためにアルバイト→学業に影響が出るといった負の連鎖に陥るケースも少なくありません。
- ・留学生を指導する時には、伝え方や場所を十分に配慮する必要があります。特に、公衆の面前で指導を受けると、大きな精神的ショックを受ける傾向があるようですので、留学生に関しては別室で指導するなどの配慮をお願いいたします。

○在留資格・期間更新

在留資格や期間更新に関することは、主に本人及び国際交流室で対応しますが、以下に該当する場合には指導教員やチューター教員にもご対応をお願いすることがございます。

・留年した留学生の在留期間更新

留年した留学生が在留期間の更新を行おうとする場合、通常必要となる書類とは別に、申請者本人が作成した理由書と、指導教員等が作成した説明資料の提出が求められることがあります。基本的には追加資料提出を求められた申請者本人から指導教員等に資料作成を依頼することとなりますが、申請者本人にやむを得ない事情がある場合は、国際交流室から依頼させていただくこともあります。

・更新不許可となった場合の対応

申請の結果、更新不許可となった場合には、国際交流室と指導教員で該当学生に対し、帰国指導を行います。

○危機発生時の対応

本学の留学生等に危機が発生した場合の対応及び情報収集・連絡は、関係機関等の協力を得て、下記ガイドライン等に基づき行います。

- ・国立大学法人室蘭工業大学 危機管理ガイドライン
- ・国立大学法人室蘭工業大学 教育・研究活動（正課活動中）の危機管理対応マニュアル
- ・国立大学法人室蘭工業大学 教育・研究活動（課外活動中）の危機管理対応マニュアル

【リンク URL】

- 国立大学法人室蘭工業大学 危機管理ガイドライン（教職員限定）

<http://muro.ks-infoboard.muroran-it.ac.jp/restriction/syomu/kikikanri/guideline.pdf>

- 危機管理個別マニュアル等一覧（教職員限定）

http://muro.ks-infoboard.muroran-it.ac.jp/restriction/syomu/kikikanri/kikikanri_kobetumannual.html

【危機管理の責任部署（留学生関係抜粋）】

「国立大学法人室蘭工業大学 危機管理ガイドライン」に記載されている危機管理の責任部署及び危機発生時の緊急連絡先（留学生関係抜粋）は下記のとおりです。

なお、危機対応の詳細については必ず各ガイドライン等をご参照ください。

- ・危機管理室

総務広報課総務広報係（[TEL:0143-46-5014](tel:0143-46-5014)）

- ・守衛室（災害・事故、休日、時間外連絡先）

守衛室（[TEL:0143-46-5066](tel:0143-46-5066)）

- ・ 正課活動（授業、実験、フィールドワーク、実習）中の事故
学務課教務企画係 ([TEL:0143-46-5106](tel:0143-46-5106))

- ・ 課外活動中の事故（留学生の場合）
国際交流室留学生係 (TEL:0143-46-5880)

その他、本学の留学生向けにハンドブックを作成しておりますので、必要に応じてご覧ください。

留学生ハンドブック：

また、留学生の受け入れや生活に関すること等、不明な点やご相談などがございましたら、国際交流室留学生係までご連絡ください。

【連絡先・所掌事務】

入試戦略課国際交流室

国際企画係：内線 5885・5886

（所掌事務）日本人学生の留学・海外派遣、外国人研究者の受入、インターンシップ
研修生の受け入れ

留学生係：内線 5888・5880

（所掌事務）外国人留学生の受入、生活支援、奨学金等、外国人留学生の在留管理